

令和 第 年 月 号  
日

埼玉県教育委員会教育長 様

住 所  
氏名等

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第93条第1項・94条第1項〕、同184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条〔第1項・第2項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり〔届出・通知〕します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となるもの当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付資料】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別記

第93条第1項・第94条第1項（○で囲むこと）

県文書番号	教文資第	—	号	令和	年	月	日
-------	------	---	---	----	---	---	---

1 所在地									
2 面積	m <sup>2</sup>								
3 土地所有者	住所:								
	氏名等:								
4 遺跡の種類	散布地 礫群等 貝塚 集落跡 古墳群 古墳 横穴 竈跡 祭祀 経塚 墓 寺社跡 城館跡 石造遺物 官衙跡 条里跡 その他 ( )								
遺跡の名称	(No. — )					員数			
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )								
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )								
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 ( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業 (農道等含む) その他の農業関係事業 土砂採取 その他の開発 ( )								
	工事の概要								
6 工事主体者	住所:								
	氏名等:								
7 施工責任者	住所:								
	氏名:								
8 着手時期	令和	年	月	日	9 終了時期	令和	年	月	日
10 参考事項									

指導事項	発掘調査 (一部現状保存)	工事立会 (現状保存)	慎重工事	その他 ( )
------	---------------	-------------	------	---------

〔注意事項〕 ①太線内は届出・通知者が記入。②指導事項欄は県教育委員会で記入。③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は ( ) 内に記入。

## 埋蔵文化財の取扱い手順

埋蔵文化財の包蔵地で、土地の掘削等（建築物及び駐車場等の建設、土木及び造成工事等）を行う場合は、以下のとおり手続きが必要ですのでお問合せください。

### 1 工事の計画段階

遺跡のある地域かどうか教育委員会へ問合せ（掘削、発掘等の60日前）

※可能な限り早めにお問合せをお願いします。

※電話でお問合せいただくことも可能ですが、詳細は窓口でご確認ください。

### 2 和光市教育委員会 生涯学習課へ提出するもの

(1) 予定地が埋蔵文化財包蔵地の場合

・確認調査（試掘）をしていない地点の場合…

①発掘届（93条）および添付書類。

②確認調査依頼書 を提出。

確認調査には、建築主または代理人の方の立会が必要となるので、提出する際に確認調査の希望日を何日かお伝えください。（可能であれば、月曜日以外。）

確認調査で掘削する面積は概ね敷地の1割程度で、調査には1日～3日かかります。

また、確認調査にかかる費用は公費負担です。

・確認調査（試掘）が終了している地点の場合…

①発掘届（93条）および添付書類。

(2) 包蔵地外の場合

提出書類なし。ただし、工事中に遺構・遺物等の埋蔵文化財が発見されたときは、速やかに生涯学習課にご連絡ください。

### 3 確認調査（試掘）について

(1) 確認調査（試掘）等で埋蔵文化財（遺跡）が確認された場合…

遺跡が確認された場合は、記録保存のため発掘調査が必要となります。

①自己専用住宅・農地改良の場合、発掘調査の直接経費は公費負担。

②事業・営業用の場合、建築主の費用負担で発掘調査。

②の場合：・発掘調査については発掘調査機関（調査会社）等と事業主体が委託契約して調査を実施。

・発掘調査期間とは別に、調査会社の選定・決定から準備等は、一定程度の期間かかる。

・発掘調査費用は状況によるが、概ね1あたり30,000円以上。どのような遺構が確認されたかによって、金額や期間が大幅に変わる。発掘調査期間等のシミュレーションは、埼玉県によって定められている積算シミュレーションをもとに行う。

(2) 確認調査（試掘）等で埋蔵文化財（遺跡）が確認されなかった場合…

確認調査（試掘）結果報告に基づき着工可能です。

(3) 重要な遺跡の場合…

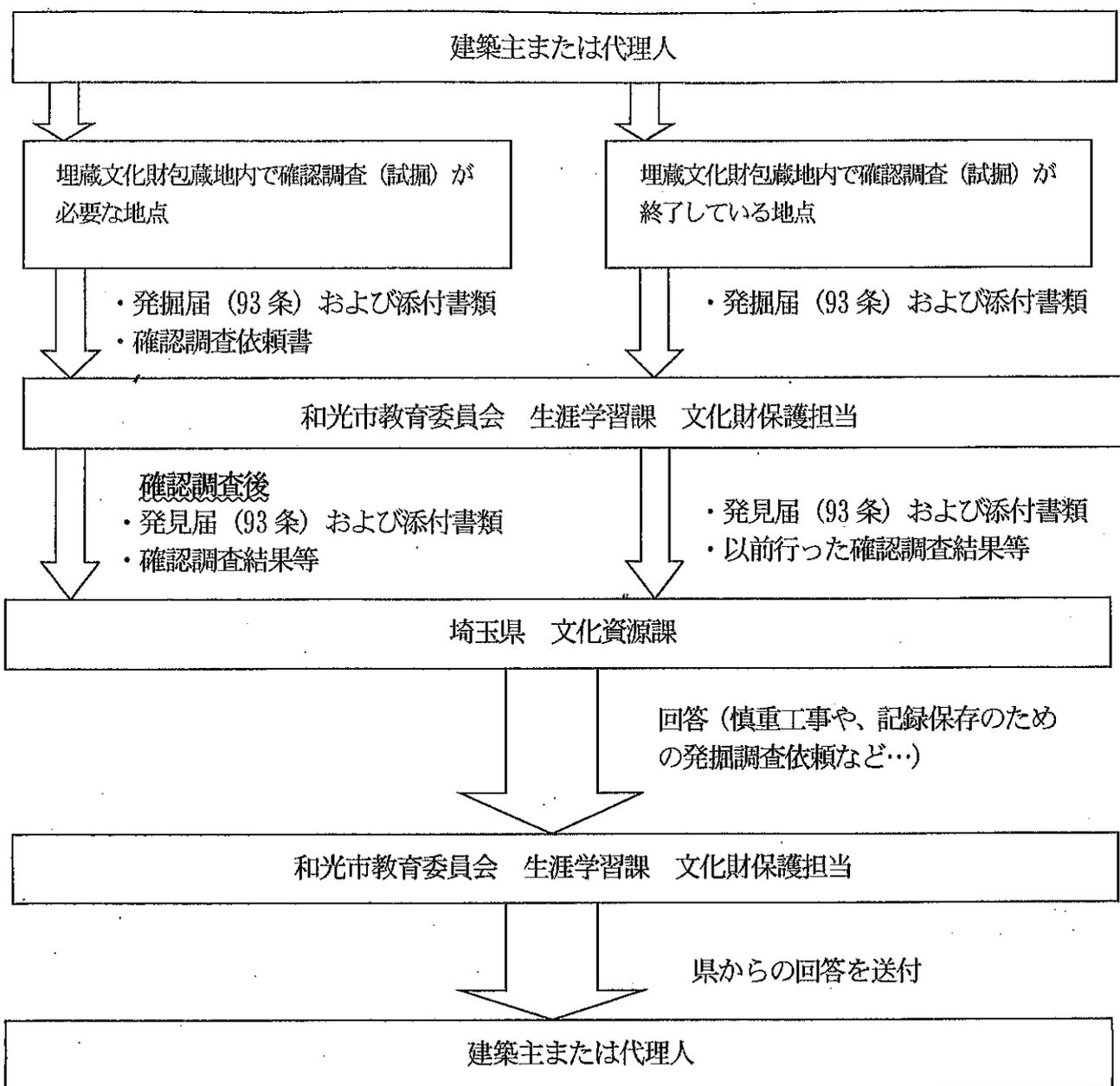
文化庁から建築計画の変更・中止が指示されることがあります。

【問い合わせ先】

和光市教育委員会生涯学習課文化財保護担当

〒351-0192 和光市広沢1-5

TEL：048-424-9119 FAX：048-464-7901



### 【参考 文化財保護法抜粋】

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 （省略）

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(H27.10.30)

### 【申請書類データについて】

和光市のホームページ→教育と学習→歴史と文化→文化財→埋蔵文化財について

→発掘調査の申請書類（包蔵地内で土木工事等を予定されている方へ からダウンロードできます。）

※発掘届の記入例は埼玉県のホームページからダウンロードできます。

和光市教育委員会教育長

氏名

印

住所

電話

※土地所有者氏名

印

住所

### 埋蔵文化財の確認調査について

下記のとおり埋蔵文化財の確認調査を依頼します。

記

1 確認調査依頼場所

和光市 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 確認調査の原因

個人住宅建設、分譲住宅建設、共同住宅建設、駐車場、店舗  
事務所、宅地造成、盛土、農地改良、開発行為  
その他 ( )

3 調査(敷地)面積

\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

4 遺跡名

\_\_\_\_\_ 遺跡 (NO. 11-0 )

5 調査予定日

令和 年 月 日 ( ) 時間 : ~

6 添付図面

案内図、公図、配置図、基礎工事の深さが解る図面

7 連絡先(代理人等)

事業所名

\_\_\_\_\_

住所

〒 \_\_\_\_\_

担当者名

\_\_\_\_\_

電話

\_\_\_\_\_

※事業主と土地所有者が異なる場合

# 市内遺跡一覽表

No.	遺跡名	種別	主な時代・時期	所在地
1	上之郷遺跡	集	弥(後)、古(前)	新倉2丁目3207~3210外
2	花ノ木遺跡	集	旧、縄、弥(中)、古、奈、平、中、近	新倉2丁目3440~3443外
3	峯前遺跡	集	旧、弥、古、平	新倉2丁目2987~2989外
4	四ツ木遺跡	集	旧、縄(早~晩)、弥、古、平	新倉3丁目2925~2928外
5	午王山遺跡	集	旧、縄、弥、古、平、中	新倉3丁目2829~2843外
6	上谷津遺跡	集	縄(中)、古、平	新倉1丁目3937外
⑦	向原遺跡	集	縄(中)、古	新倉1丁目3848~3854外
8	松山遺跡	集	縄(中)、古	新倉1丁目4012~4020外
9	小井戸遺跡	集	縄(後)、弥(後)	新倉1丁目4252~4255外
10	柿ノ木坂西遺跡	集	縄(中)、古	新倉1丁目3786~3791外
11	柿ノ木坂遺跡	集	旧、縄(中・後)、弥、古、平	新倉1丁目3764~3773外
12	下里遺跡	集、貝	弥(後)、古、奈	下新倉4丁目4424外
13	吹上遺跡	集、貝	旧、縄、弥、古、奈、平、中	白子3丁目4417~4421外
14	妙典寺遺跡	集	縄、弥(後)、古	下新倉4丁目2045~2059外
15	吹上原遺跡	集、古	縄(中)、弥(後)、古、中、近	白子3丁目4445~4448外
16	吹上貝塚	集、貝	縄(前・中)	白子3丁目4376外
17	市場峽・市場上遺跡	集、貝、横	縄(早~後)、弥、古、平、中	白子3丁目589~596外
18	城山南遺跡	集	旧、縄、弥、中	白子2丁目1043~1048外
19	白子宿上遺跡	集、貝	縄(早~後)、弥、古、平、中	白子2丁目1101~1107外
20	吹上原横穴墓群	横	古(後)	白子3丁目178、4463、4464外
21	牛房遺跡	集	縄(中)、弥、古	南1丁目2386~2391外
22	城山遺跡	集	縄、弥、古、平	白子3丁目735~743外
23	榎堂遺跡	集	弥(後)、古、平、中	下新倉6丁目133外
24	丸山台遺跡	集	旧、縄(後)、古、奈、平	丸山台2丁目25-1外
25	水久保遺跡	集	旧、縄(中)、弥、古、奈、平	新倉1丁目3673~3717外
26	丸山遺跡	集	縄、平	丸山台1丁目11-3外
27	義名山遺跡	集	縄(後)、平	丸山台2丁目23-1外
28	中丸遺跡	集	縄	丸山台2丁目8-11外
29	浅川遺跡	集	縄、平	丸山台3丁目10-9外
30	庚塚遺跡	集	縄(中)、古(前)、中	下新倉2丁目1376~1380外
31	谷戸島遺跡	集	縄(中)、弥(後)	下新倉2丁目1233~1238外
32	妙蓮寺遺跡	集	旧、縄(中)、古(前・後)、中	下新倉2丁目1124外
33	向山遺跡	集	縄(中)	南2丁目1535外
34	半三池遺跡	集	縄、弥(後)、古	新倉2丁目3009~3012外
35	峯遺跡	集	旧、縄(早)、弥(後)、古、平	新倉2丁目3466~3474外
36	仏ノ木遺跡	集	旧、縄(中)、弥、奈、平、中、近	下新倉3丁目906外
37	宮ノ脇遺跡	集	縄(前)、古、平	下新倉3丁目1044外
38	北原新田遺跡	集	縄、弥(後)	新倉1丁目4324~4327外
39	越之上遺跡	集	縄(前・中)、弥(後)	白子2丁目1363~1378外
40	白子向山遺跡	集	縄(前・中)、弥(後)、平、中	白子1丁目1959~1961外
41	越後山遺跡	集	旧、縄(前・中)、弥(後)、古	南1丁目2447~2465外
42	西越後山遺跡	集	縄(早)、古(前)、中	南1丁目2540~2545外
43	漆台遺跡	集	縄、弥、平	新倉2丁目3581~3605外

種別・集=集落跡、貝=貝塚、横=横穴墓、古=古墳

時代・旧=旧石器、縄=縄文、弥=弥生、古=古墳、奈=奈良、平=平安、中=中世、近=近世、( )内は時期